ロ　盗難発生警報装置（保安基準第43条の５第１項に規定する盗難発生警報装置をいう。）に関するもの
ハ　車両の制御装置にソフトウェアをインストールするためのもの
二　提供することにより当該自動車製作者等のＣＳＭＳ又はＳＵＭＳに影響を及ぼすおそれがあるものであって、提供を省略することが適当として国土交通大臣が定めるもの
４　自動車製作者等は、第１項の規定に基づき提供した情報の内容に変更があったときは、その内容を適切に提供するものとする。
５　自動車製作者等は、第１項の提供に際し、機構及び次条第１項の指定を受けた外部故障診断装置製作者に対して、次に掲げる条件を付すことができる。
一　当該自動車製作者等が提供した開発情報の取扱いに関する条件
二　当該自動車製作者等が提供した開発情報を活用して開発された外部故障診断装置の使用等に関する条件であって、次に掲げるもの
イ　外部故障診断装置又はその使用者の認証
ロ　外部故障診断装置の外国への輸出の制限
ハ　その他必要な条件
６　前項の条件は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
一　ＣＳＭＳ及びＳＵＭＳの観点から技術的に妥当であること。
二　提供する開発情報の範囲に比して合理的であること。
三　合理的かつ妥当で、不当に差別的でないものとして国土交通大臣が定めるもの
７　自動車製作者等は、開発情報を有償で提供する場合には、適正な価格で提供するものとする。
８　自動車製作者等は、開発情報を提供するときは、必要な事項について機構又は外部故障診断装置製作者と相談することができるものとする。
（機構の指定）
**第５条**　外部故障診断装置製作者は、外部故障診断装置の開発及び改良のため機構から開発情報の提供を受けようとするときは、機構の指定を受けなければならない。
２　前項の指定は、その提供する開発情報の範囲を限定して行うことができる。
３　第１項の指定には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
４　機構は、外部故障診断装置製作者が機構が定める基準に適合するときは、第１項の指定をすることができるものとする。
（指定を受けた外部故障診断装置製作者に対する開発情報の提供）
**第６条**　機構は、前条第１項の指定を受けた外部故障診断装置製作者に対し、第４条第１項の規定により自動車製作者等から提供された開発情報を提供するものとする。
２　機構は、前項の規定により開発情報の提供を受けた外部故障診断装置製作者が当該開発情報を外部に漏えいさせることのないように、適切な措置を講じなければならない。
３　機構は、第１項の提供に際し、前条第１項の指定を受けた外部故障診断装置製作者に対して、条件を付すことができる。
（指定を受けた外部故障診断装置製作者と自動車製作者等の協力）
**第７条**　第５条第１項の指定を受けた外部故障診断装置製作者は、前条第１項の規定により開発情報の提供を受けて外部故障診断装置を開発又は改良しようとするときは、次に掲げる事項について自動車製作者等の協力を得ることができる。
一　提供を受けた開発情報の解釈に関する相談
二　作業機械（自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第７条第１項第３号に規定する作業機械をいう。）の提供
三　自動車製作者等が第４条第５項の規定に基づき同項第２号イの認証に関する条件を付した場合にあっては、当該自動車製作者等が定めるところにより当該認証をすること。
（国土交通大臣の確認等）
**第８条**　機構及び第５条第１項の指定を受けた外部故障診断装置製作者は、国土交通大臣に対し、第４条第１項及び次条第１項の規定により開発情報の提供を受けた自動車の型式ごとに、自動車製作者等が行う開発情報の提供の状況について、この実施規程の内容に適合するものであることの確認を求めることができる。
２　前項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一　氏名又は会社の名称及び住所
二　車名及び型式
三　開発情報の提供の状況を示した書面
３　国土交通大臣は、第１項の確認をしたときは、当該確認に係る事項を前項の申請を行った者に対し通知するものとする。
（自動車製作者等による外部故障診断装置製作者への開発情報の提供）
**第９条**　第４条第１項に定めるもののほか、自動車製作者等は、開発情報を外部故障診断装置製作者に直接提供することができるものとする。
２　第４条第１項から第７項までの規定は、前項の規定による提供を行う場合について準用する。
３　第１項の規定による提供は、前項に定めるもののほか、必要な条件を付すことができるものとする。
４　前項の条件は、合理的かつ妥当なものであって、不当に差別的でないものに限るものとする。
（国土交通大臣の指導等）
**第10条**　国土交通大臣は、機構、自動車製作者等又は第５条第１項の指定を受けた外部故障診断装置製作者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

**附　則**

（施行期日等）
**第１条**　この告示は公布の日から施行する。
２　この告示の施行の際現に販売されている自動車については、この告示の施行の日を当該自動車が販売開始された日とみなす。
３　外国から本邦に輸入された自動車にあっては、当分の間、この告示の規定を適用しないことができる。
（旧指針の廃止）
**第２条**　車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針（平成23年国土交通省告示第196号。次条において「旧指針」という。）は、廃止する。
（この告示の規定が適用されない自動車に関する経過措置）
**第３条**　この告示が適用されない自動車については、旧指針は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。